

第1章

特許における取組

我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知的財産活動を支援するためには、特許庁が国際的に信頼される質の高い審査を行い、国内外で速やかに特許を取得できるようにすることが重要である。このため特許庁は、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けた様々な取組を講じてきた。

また、IoT や人工知能 (AI)、ビッグデータ等の新技術の研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでおり、これらへの対応も急務となっている。

本章では、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するための、審査の迅速化に関する取組、質の高い権利を設定するための取組、及び海外特許庁との連携・協力について紹介するとともに、標準必須特許に関する取組を紹介する。

1 審査の迅速性を堅持するための取組

特許庁は、2023年度までに特許の「権利化までの期間¹」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすべく、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施してきた。「権利化までの期間」(標準審査期間)が14か月以内になれば、例えば出願とほぼ同時に審査請求された案件が、出願公開の前には特許取得の目処がつくことを意味しており、これは、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿も含めた、多様な事業戦略の構築を可能にするものと期待される。本節では、これらの審査の迅速化に関する取組について紹介する。

(1) 特許審査の迅速化の推進

① 登録調査機関による先行技術文献調査の拡充

近年、外国語特許文献の割合が増加し、その調査の重要性も高まっている。特許庁は、そのような状況に対応するため、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日本語特許文献から外国語特許文献まで拡張し、先行技術文献調査の質の向上と、それに基づく審査の迅速化に取り組んできた。2017年度の登録調査機関による先行技術文献調査の総件数15.3万件のうち、外国語特許文献の調査が行われたのは11.4万件であった。

登録調査機関による外国語特許文献の調査をより一層充実させていくことで、審査効率

の更なる向上が期待される。また、審査の質の維持・向上にもつながるものと考えられる。

登録調査機関の数は、2018年4月1日現在10機関である。登録調査機関としての登録は、39に分けられた技術区分単位で行うこととし、各登録調査機関は登録した区分で調査業務を行っている。

2004年当時の特許庁の審査室体制に基づいて39の区分と区分に含まれる技術の分野が決定されたが、十数年間における各技術分野の出願傾向の変遷により、区分ごとの件数規模のばらつきが拡大していた。そのため、各区分の「区分の名称」及び「技術の分野」を改正し、2018年4月から改正後の区分に基づいた調査業務を実施している。

1 審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの期間(出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。)

2-1-1図 登録調査機関一覧（2018年4月1日）

登録調査機関名	登録区分	調査業務実施者数
(一財)工業所有権協カセンター	1～39（全区分）	1,570
テクノサーチ㈱	10（自動制御） 11（動力機械） 12（運輸） 13（一般機械） 14（生産機械） 15（搬送） 16（繊維包装機械） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（医療機器） 20（無機化学） 23（半導体機器） 25（有機化学） 26（環境化学） 29（繊維・積層体） 34（伝送システム） 35（電カシステム） 39（電気機器）	98
(一社)化学情報協会	30（有機化合物）	27
㈱技術トランスファーサービス	1（計測） 3（分析診断） 6（事務機器） 8（アミューズメント） 15（搬送） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（医療機器） 23（半導体機器） 24（生命工学・医療） 25（有機化学） 31（電子商取引） 33（情報処理）	93
㈱AIRI	1～39（全区分）	284
㈱パソナグループ	1～39（全区分）	247
㈱古賀総研	20（無機化学） 21（金属・金属加工） 22（電気化学） 23（半導体機器） 25（有機化学） 26（環境化学）	44
㈱みらい知的財産技術研究所	8（アミューズメント） 10（自動制御） 14（生産機械） 15（搬送） 17（生活機器） 18（熱機器） 23（半導体機器） 31（電子商取引） 32（インターフェイス） 33（情報処理） 34（伝送システム） 35（電カシステム） 36（デジタル通信） 37（映像システム） 38（画像処理） 39（電気機器）	119
㈱廣済堂	5（光デバイス） 15（搬送） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（医療機器） 23（半導体機器） 31（電子商取引） 33（情報処理） 37（映像システム） 38（画像処理）	50
ジェット特許調査㈱	8（アミューズメント）	12

(資料)特許庁作成

②必要な審査官の確保

日本国特許庁は世界に先駆け、特許の出願から査定までをペーパーレスで行うシステムを構築し、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充を積極的に進めてきた。審査処理能力増強のためには、一層の効率化に努めることは当然としても、審査官の増員が必要不可欠である。そのため、任期付審査官を採用

するなど、審査官の増員の実現と、処理能力の維持に努めてきた。2018年度においては、13名の通常審査官と100名の任期付審査官を確保した。

今後も、ユーザーニーズである「安定した権利の迅速な付与」のために必要な審査官の確保に努め、審査処理能力の維持・向上を図っていく必要がある。

(2) 早期審査制度・スーパー早期審査制度

① 早期審査制度

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査制度を実施している¹。

早期審査制度では、既に実施しているか2年以内に実施予定の発明に係る出願（実施関連出願）や、外国にも出願している出願（外国関連出願）、中小・ベンチャー企業や大学・TLO・公的研究機関からの出願を対象としている。そして、2011年8月からは、震災により被災した企業・個人等からの出願（震災復興支援関連出願）も早期審査の対象に加えている。さらに、環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）や、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推進するために施行された「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明についても、試行的に早期審査の対象に加えている。

2017年の早期審査の申請は20,529件であり、利用数は年々増加傾向にある。早期審査

制度を利用した出願の2017年の一次審査通知までの期間は、早期審査の申請から平均2.3か月となっており、同制度を利用しない出願と比べ大幅に短縮されている。

② スーパー早期審査制度

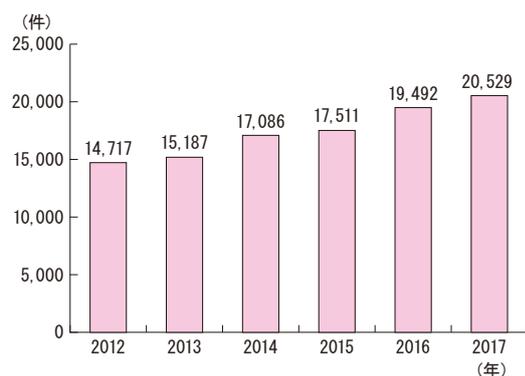
特許庁は、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」に該当する、より重要性の高い出願を対象として、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度²を試行している。

スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを1か月以内（D0出願³については、原則2か月以内）で行い、さらに、再着審査についても、意見書・補正書の提出から1か月以内に行うことで、通常の早期審査制度に比べて申請から権利化までの期間を短縮するものである。

2017年のスーパー早期審査の申請は580件であった。スーパー早期審査制度を利用した出願の2017年の一次審査通知までの期間は、スーパー早期審査の申請から平均0.7か月（D0出願については平均1.2か月）となっている。

2-1-2図

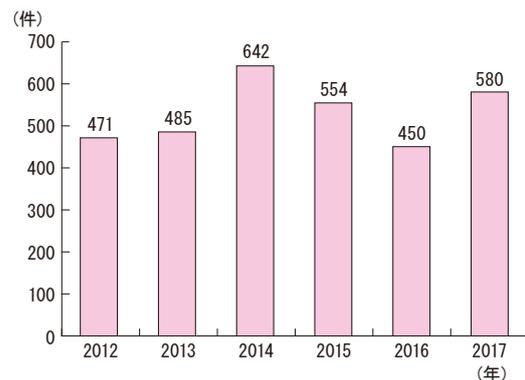
早期審査の申請件数の推移



(資料)統計・資料編第2章18.(1)

2-1-3図

スーパー早期審査の申請件数の推移



(資料)特許庁作成

1 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm
 2 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/supersoukisinsa_kakudai.htm
 3 国際出願後、国内に移行した出願。



2 質の高い権利を設定するための取組

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を保障し、イノベーションを促進する上で不可欠である。こうした質の高い特許権には、後に覆ることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用なものであることが求められる。特許庁は、この「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していくにあたり、品質管理体制の充実はもとより、出張面接やテレビ面接を含む面接、事業戦略対応まとめ審査等のユーザーニーズに応じた取組、審査官同士の協議やユーザー評価調査の充実等の特許審査の質の維持・向上のための取組を実施した。また、研究開発及びビジネスへの適用が急速に進み、分野横断的に利用されるIoTや人工知能(AI)、ビッグデータ等の新技術において、これらの特許出願に適切に対応するため、「特許・実用新案審査基準」の改訂や、分野横断的な分類の新設を実施した。本節では、これらの質の高い権利を設定するための取組について紹介する。

(1) ユーザーニーズに応じた取組

① 面接

特許庁では、審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑な意思疎通を図るとともに、審査の効率化にも資するため、面接¹を実施している(2017年実績:4,239件)。また、面接の形態としては、地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接(2017年実績:1,168件)や、テレビ面接システムを利用したテレビ面接も実施している(2017年実績:52件)。2017年7月に開設した独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部(INPIT-KANSAI)では、毎月第1・第3金曜日を重点実施日とし、出張面接を重点的に実施している。

② 事業戦略対応まとめ審査

近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、特許庁では、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産(特許・意匠・商標)を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査²を実施している(2017年実績:42件(対象とされた特許出願は471件、意匠登録出願は4件、商標登録出願は13件))。

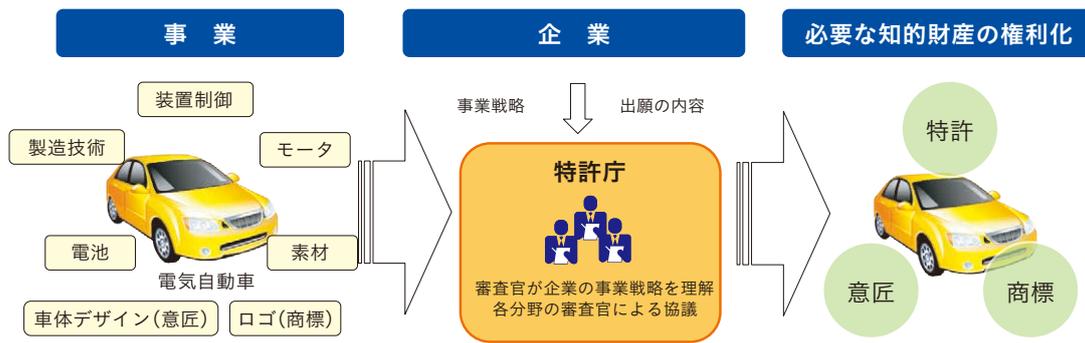
事業戦略対応まとめ審査では、事業説明・面接等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

1 面接申込等その他詳細な情報については下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/junkai.htm

2 申請手続等その他詳細な情報については下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/matome_sinsa.htm



2-1-4図 事業戦略対応まとめ審査



③特許審査着手見通し時期の提供

出願人及び代理人の戦略的な特許管理を支援するため、特許庁ウェブサイトの「特許審査着手見通し時期照会」¹を通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手案件（公開前の案件を除く）の着手見通し時期を提供している。着手見通し時期の提供により、出願人による権利化の必要性等についての検討を促すとともに、必要に応じて早期審査制度、面接制度、及び審査請求料返還制度²を利用することができるよう支援している。また、第三者による情報提供制度の利用に資するべく、第三者にも着手見通し時期を照会可能としている。

④情報提供制度

情報提供制度は、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していない、あるいは、記載要件を満たしていないなど、審査を行う上

で有用な情報の提供を受け付けるものである（特許法施行規則第13条の2、同規則第13条の3）。2017年には、5,243件の情報提供があった。

(2)特許審査の質の維持・向上のための取組

①特許審査の質をめぐる動向

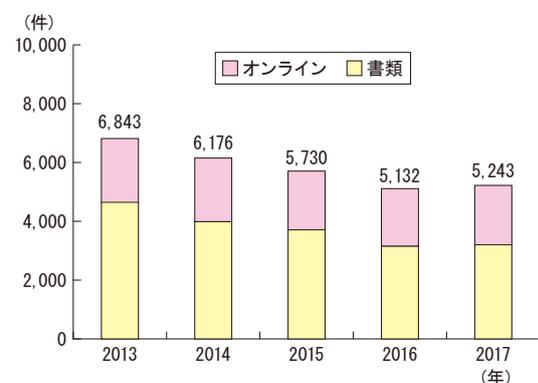
特許審査の的確性の確保は、無用な事後的紛争や出願競争を防ぎつつ、国際的に信頼される質の高い特許権を設定し、特許制度を健全に維持するために欠かせないものである。特に、近年における特許審査の迅速化とあいまって、特許審査の質の維持・向上に対する社会的要望は、非常に高くなっている。

また、研究開発や企業活動のグローバル化が進展する中、国際出願件数の増大に見られるように、一つの発明を複数国で権利化する必要性が増大している。この権利化までの特許審査プロセスは、発明の認定、先行技術文献調査、判断及び通知・査定から構成される点において、各国特許庁の間で大きな相違はない。

さらに、五大特許庁の特許出願・審査関連情報（ドシエ情報）を一括して参照可能なシステムである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」の構築により、審査結果が各庁間で容易に利用可能な状況となっている。

このような現状において、出願人は、質の高い審査結果を迅速に提示できる特許庁を最初に特許出願をする庁として選択することで、

2-1-5図 情報提供件数の推移



(資料)特許庁作成

1 https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/search_top.htm

2 特許庁が審査に着手する前に出願を取下げ又は放棄を行い、その取下げ又は放棄をしてから6か月以内に返還請求することにより、納付した審査請求料の半額が返還される制度。



権利化の予見性向上とコストの削減が可能となっている。そして、特許庁は、特許審査の質と速さを主な指標としてユーザーに選択される他庁との競争環境に晒されている。

このような状況の下、各国特許庁は特許審査の品質向上に注力し始めている。米国特許商標庁は、2010-2014年戦略計画に引き続き2014-2018年戦略計画の中で、特許の質及び適時性の最適化を優先目標として掲げており、2015年初頭に新設された特許品質担当の副局長のもと、特許関連業務の品質向上に向けた包括的プログラムに取り組んでいる。また、欧州特許庁は、長官直下に品質監査を担う組織を設置し、特許審査の実体面に関するサンプルチェック等を行う体制を整えている。日本国特許庁もその例外ではなく、特許審査の質の維持・向上のための様々な取組を推進している。

②特許審査の品質管理の推進

出願人が求める特許審査の質を満足するためには、各審査室において質の維持・向上に取り組むことはもちろんのこと、特許審査を担当する審査部全体で、ユーザーニーズを踏まえて品質管理に係る取組を推進することが重要である。

特許庁では、各審査室において、審査官一人一人が質の維持・向上に日々取り組むことに加えて、審査部全体としては、品質管理室が中心となり、特許審査の質の維持・向上に関する一元的な取組を行っている。2017年度は、特許審査の質の更なる向上を目指し、品質ポリシーと品質マニュアルの下、「品質保証」、「品質検証」及び「品質管理に対する外部評価」の3つの観点から品質管理に関する取組を実施した。

a. 品質保証

特許庁では、特許性の判断や先行技術文献調査の均質性の向上を通じて、特許審査の質の保証を図るために、審査官同士が意見交換を行う協議を実施している。2017年度は、審査官が自発的に行う協議に加えて、他庁を受

理官庁とする英語 PCT 国際出願や、3回目以降の拒絶理由を通知する案件等について、必ず協議を行うこととした（2017年度は約5万件）。

また、特許庁から発送される書類の質を保証するという観点から、審査官が作成した処分等に係る書面の全件について、その審査官が所属する審査室の管理職が当該書面の内容を確認しており、担当技術分野における統一的な運用の実施や特許審査の均質化に役立たせている。

b. 品質検証

特許庁では、特許審査の品質監査を行う者として、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する審査官から「品質管理官」を選任し、全ての技術分野に配置している。品質管理官は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否を確認する品質監査を行っている。また、品質管理官が行った品質監査の結果を分析及び評価することで、特許審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署に情報共有するとともに、課題解決に向けて関係部署と連携した対応を行っている。さらに、品質管理室では、拒絶理由通知書において発生する形式的な瑕疵に対する監査も実施している。

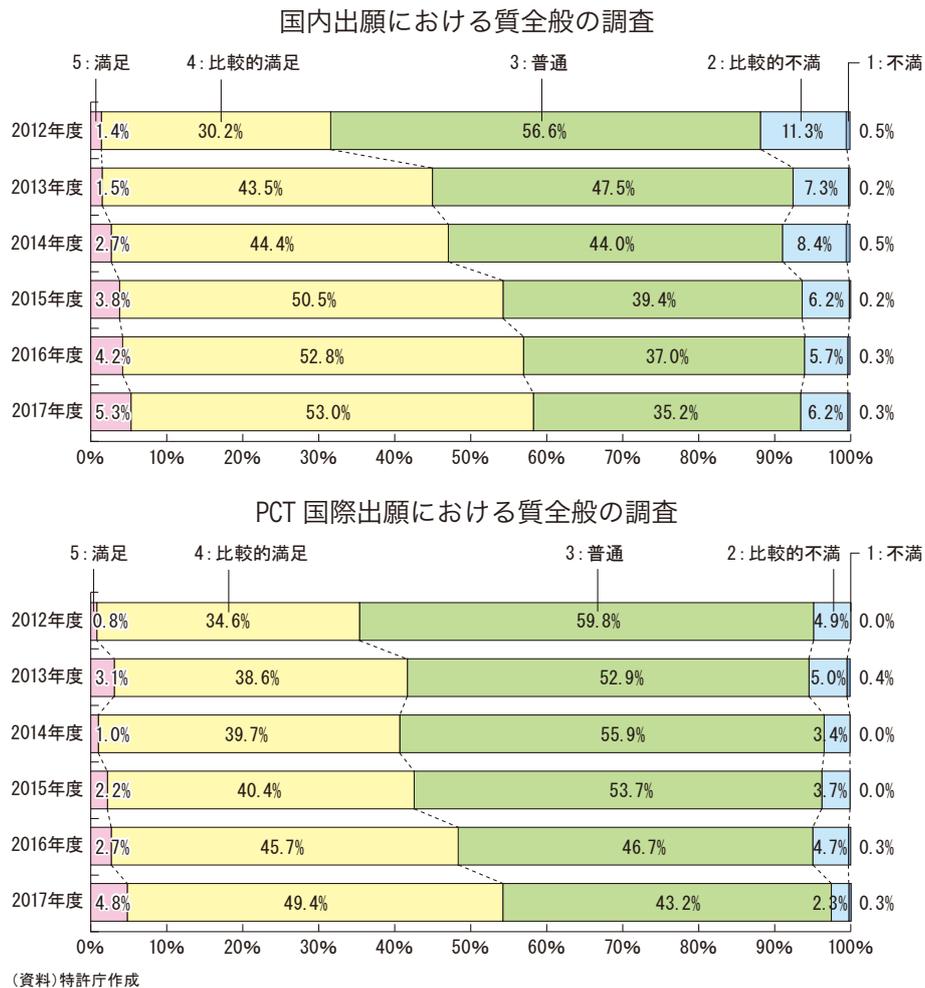
また、特許庁では、特許審査の質に関するユーザーニーズや期待を把握し、特許審査を継続的に改善することを目的として、特許審査等の質全般と特定の出願における審査等の質のそれぞれについて調査を行っている。2017年度は、内国企業570社、外国企業59社、代理人52者を対象として、2016年度に特許査定又は拒絶査定がなされた国内出願の中からランダム抽出された1,970件と、2016年度に国際調査報告又は国際予備審査報告が作成されたPCT国際出願の中からランダム抽出された731件についての調査を行った。調査対象者からより一層自由・率直な評価・意見を得るために、前年度に引き続き、特許審査等の質全般の調査について無記名での回答を可

能にした。本調査における調査票の回収率は、例年9割程度の高い水準にあり、多くのユーザーからの理解及び協力を得て実施されている。2017年度の調査では、国内出願における特許審査の質全般に対して、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は58.3%であり、昨年度（57.0%）より1.3ポイント増加した。さらに、PCT国際出願における国際調査等の

質全般に対して「普通」以上と回答した割合は97.4%であり、調査開始から引き続き高い水準の評価が得られている。

特許庁は、このユーザー評価調査に加えて、企業との意見交換会や、特許庁ウェブサイト¹、電話等からの個別案件に関する情報提供を通じて、特許審査の質に関するユーザーニーズ等の把握に努めている。

2-1-6図 ユーザー評価調査の結果



c. 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、産業構造審議会知的財産分科会の下に、企業や法曹関係者、学識経験者等の外部有識者から構成される審査品質管理

小委員会を設置している。2017年度は、前年度と同様に、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、下記評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた²。

1 <http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm#goiken>
 2 http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm



2-1-7図 審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目

評価項目	
①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	⑥品質向上のための取組
②審査及び品質管理のための手続の明確性	⑦品質検証のための取組
③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	⑧審査の質の分析・課題抽出
④審査実施体制	⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
⑤品質管理体制	⑩品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
⑪審査の質向上に関する取組の情報発信	

③世界で通用する安定した権利の設定

a. 先行技術文献調査のための基盤整備(FI改正・Fタームメンテナンス・標準関連文書等)

先行技術文献調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。国内外の特許文献を効率良く検索するために、日本国特許庁の内部分類であるFIを最新版の国際特許分類（IPC）に準拠させることなどを原則として、検索インデックスの再整備を推進している。2017年度は327メイングループのFI分類表を改正し、6テーマのFタームメンテナンスを行った。

また、コンピュータソフトウェア関連技術の非特許文献を効率良く検索するため、より細分化したCSタームの付与を開始した。

さらに、技術標準に関する規格文書及びその策定プロセスで提出された技術文書等の標準関連文書に対する検索環境の整備も進めており、2017年度は国際電気通信連合（ITU）の規格提案文書（Contribution）を含めたITUの標準規格文書に審査官が容易にアクセス可能な環境を整備した。

b. 国際特許分類(IPC)改正に向けた取組

特許分類は、世界の特許文献を効率的に検索するための重要なツールである。現在、国際的に広く利用されている国際特許分類(IPC)は、分類項目が少なく（約7万項目）、効率的

な検索を行うためのツールとして十分機能するとはいえない。

日米欧中韓の五大特許庁は協働してIPC改正に取り組んでいる。2013年1月に米国特許商標庁（USPTO）からGCI（Global Classification Initiative）の構築が提案され、2013年6月に開催された第6回五大特許庁長官会合でGCIを実施していくことに合意した。GCIは、日本国特許庁の内部分類であるFI、Fタームと、欧州特許庁（EPO）及びUSPTOの内部分類であるCPCとが整合している（各内部分類の改正により整合することが確実となったものを含む）技術分野の分類をIPCに導入するActivity iと、新規技術に対応した分類を協働して作るActivity iiとから成る。現在に至るまでGCIの取組は着実に実施されており、多くのIPC改正提案が五大特許庁からIPC加盟国に提示され、IPC改正の議論をリードしている。日本国特許庁は、2018年3月までにGCIの枠組みで59の技術分野においてIPC改正を目指す提案を行っており、五大特許庁及びIPC加盟国での議論を経て、2018年1月に5の技術分野で新たなIPCが発効されている。GCIの枠組みを利用したIPC改正において、五庁の中で日本国特許庁の提案数・発効数は最も多い。また、WIPOにより、IPCの項目数に比して新興国の特許文献が多く蓄積されているためIPC改正が優先的に行われるべきと考えられる技術分野が、IPC加盟国に定期的に提示¹されている。こうした指標も参考に

1 <http://web2.wipo.int/ipc-ief/en/project/1589/CE456>



しながら、今後も技術の進展に応じて IPC をより効率的な検索ツールとするために、五大特許庁及び IPC 加盟国と協働して IPC 改正を進めていく。

c. グローバル化に対応した品質管理の充実

グローバル出願が増加する中で、ユーザーにとっては権利化の予見性の向上がより重要な課題となってきている。日本国特許庁では、このような状況にあるユーザーを支援する観点から、グローバル化に対応した品質管理の充実のための以下のような取組を行ってきている。

日米欧の三極特許庁で開始された、PCT 国際段階での国際調査の結果と各国段階での審査結果との間の一致度に関するサンプル調査が契機となり、日本国特許庁は、2013 年から、欧州特許庁との間で、その一致度等を統計的に解析すると共に、結果が相違した案件を対象として、双方の審査官同士の直接的な意見交換を通じて判断相違の要因分析を実施している。そして、その分析により明らかになった両庁間の判断の差異、先行技術文献の調査ノウハウ等を、日本国特許庁における特許審査に活用している。

2018 年 2 月、スペイン・マドリードにおいて開催された PCT 国際機関会合 (MIA)¹ 第 25 回会合では、かねて我が国から提案していた国際段階と国内段階の連携のための PCT 国際調査・予備審査ガイドラインの改訂案について、引き続き多くの参加国からの支持が得られたため、事務局によるガイドラインの改訂に向けた各国への意見紹介手続に入ることとなったほか、品質管理システムに関する同ガイドライン 21 章の強化や PCT 制度の将来等について議論を行った。

さらに、現在、日本国特許庁での品質管理に関する取組として、日本国特許庁と外国特許庁との双方に出願され、審査結果が相違した案件を対象とした、判断相違の要因分析を

実施している。2017 年度も引き続き当該判断相違の要因分析を実施し、その結果を審査官に周知する等、グローバル化に対応した品質管理の充実に向けて活用している。

④ IoT、AI 等の新技術に対応した取組

「第 4 次産業革命」において、IoT (Internet of Things、モノのインターネット) や AI、ビッグデータ等の利活用が積極的に検討される中、その成果物として生み出された、サービスとモノとが結びついたビジネス関連発明や学習済みモデル、データ構造等の発明が、特許出願される傾向にある。

このような状況の下、産業構造・出願動向の変化に対応するために、特許出願の審査の質を維持・向上させるための取組を実施した。

a. 審査基準、審査ハンドブックに関する取組

IoT 関連技術や AI 等の新たな技術の台頭に伴い、ソフトウェア関連発明が多くの特許分野で創出されるようになり、様々な技術分野の審査官やユーザーがソフトウェア関連発明に係る審査基準等について十分理解する必要性が高まってきた。このような状況を踏まえ、ソフトウェア関連発明に係る審査基準等について、基本的な考え方を変更せずに発明該当性や進歩性に関する明確化を図った。

具体的には、産業構造審議会の審査基準専門委員会 WG 第 12 回会合 (2018 年 1 月 16 日開催) での検討及び意見募集を経て、「特許・実用新案審査基準」² 及び「特許・実用新案審査ハンドブック」³ の改訂を行った。当該審査基準等は 2018 年 3 月 14 日に日本語及び英語にて公表され、4 月 1 日以降の審査に適用されている。

b. 先行技術文献調査に関する取組

IoT 関連技術の近年の急速な発展に伴い、同技術の特許出願の動向や、どのような発明

1 ISA・IPEA として任命されている知財庁・機関の会合であり、PCT 作業部会に向けた実務者間の協議の場と位置づけられている。

2 https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm

3 https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm



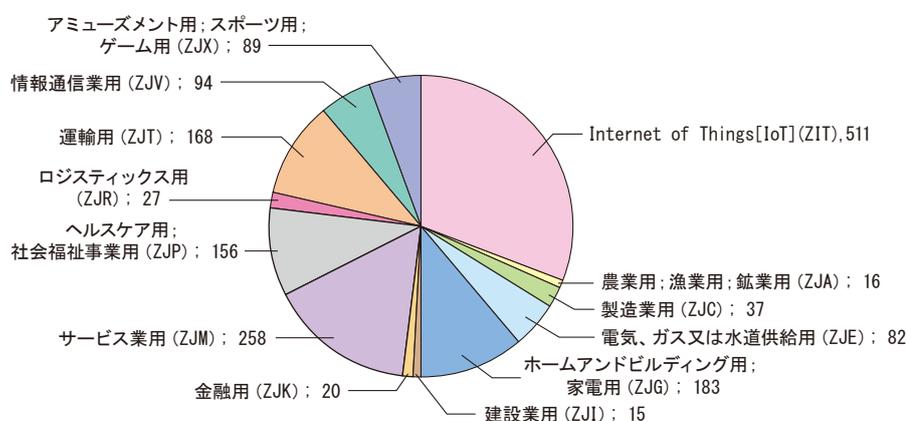
が特許になっているのかを把握したいというニーズが高まっている。これを受け、我が国におけるIoT関連技術の研究・開発の効率的な進展や特許取得の予見性向上を目的として、広域ファセット分類記号¹「ZIT」を新設し、世界に先駆けてIoT関連技術の分類付与を実施している。

2017年4月には、ユーザーからの要望も踏まえてZITを用途別に細展開し、ヘルスケア用、製造業用等の新たな分類項目を設立した²。

2018年5月1日時点で、ZIT～ZJXの広域ファセット分類記号が付与された公報数は1,606件であり、各広域ファセット分類記号の付与件数内訳は、2-1-8図のとおりである³。

また、IoT関連技術に関する国内外の特許文献の抽出を容易にするために、細展開項目を含めたZITの分類項目を国際特許分類(IPC)へ導入することを海外特許庁に提案し、議論を進めている。

2-1-8図 広域ファセット分類記号の付与件数



(資料)特許庁作成

c. 審査体制整備に関する取組

IoT関連技術の進展に伴い、これまでICT (Information and Communication Technology、情報通信技術) との関連が少なかった様々な技術分野において、IoT関連発明の出願が増加することが想定される。そのため、IoT関連発明について、一層適切な審査を行うことを目的として、審査体制を整備した。

具体的には、特許庁内部に、管理職員等からなるIoT委員会と、同委員会委員及びIoT関連発明に精通したIoT担当官から構成されるIoT審査チームを発足させ、最新のIoT関連技術や審査事例についての知見を共有し、この知見を審査実務において活用できるようにすることで、質の高い特許権設定に向けた均質な特許審査を担保する体制とした。

1 広域ファセット分類記号とは、各分野に跨り横断的な観点から付与される分類。
 2 細分化された具体的な分類項目については、次のHPを参照のこと。
 「IoT関連技術の特許分類の細分化」：
https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/iot_bunrui_saibunka.htm
 3 一つの案件に複数の広域ファセット分類記号が付与され得るので、2-1-8図の総公報数は1,606件を超過



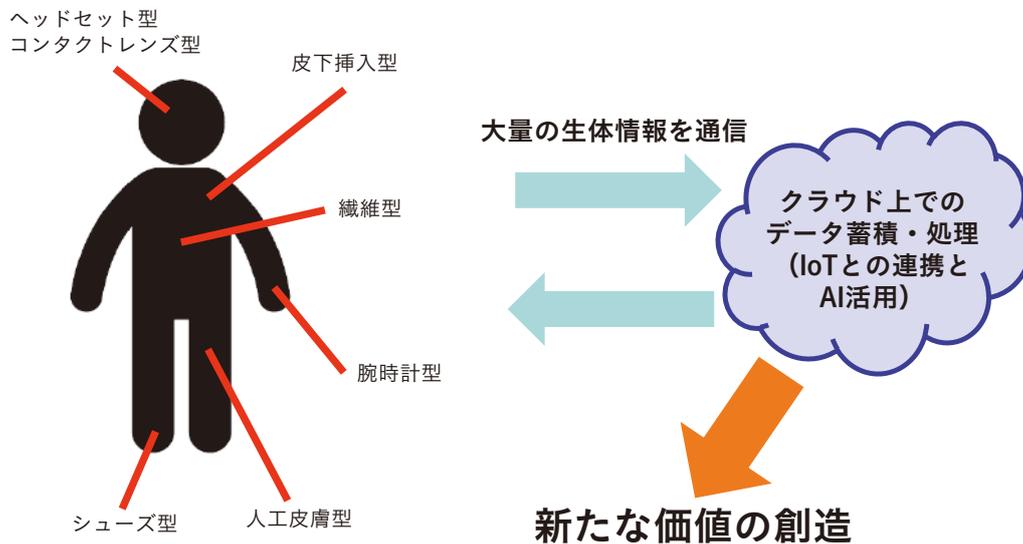
インターネット・オブ・ヒューマン (IoH)

IoT (モノのインターネット) という用語が世間をにぎわしているが、モノとインターネットをつなげる IoT と類似の概念で IoH (ヒトのインターネット) という用語が存在する。IoH という用語は、その意味が確立して使用されているものではないが、IoT がモノから情報を収集するのに対し、IoH ではヒトから各種ウェアラブルセンサを用いて生体情報を取得して、クラウド上でデータ蓄積・処理を行い、新たな価値を創造しようとするものである。

- IoH の例としては、すでに実用化されているものを含め、以下のような分野への応用が期待される。
- ヘルスケア分野・・・人から生体情報をリアルタイムで測定し、これまで分かり得なかった疾病リスクの把握及びそれに対する対応が可能。
 - 製造・流通管理・・・操作者のより精緻な生体情報を用いたロボットの制御や遠隔制御等が可能。
 - 労務管理・・・労働者の生体情報を測定することによって、労働者一人一人の個別状況を把握して、生産性向上や安全性確保が可能。
 - エンターテインメント・・・脳波センサにて「思考」や「感情」等に関わる脳波を抽出してデータ処理し、アプリケーション (ゲーム等) にフィードバックすることで、新たなエンターテインメントを提供。

各種分野で IoT 製品が広がりを見せる中、IoT と IoH を相互に連携・協調することにより大きな付加価値が生み出され、従来と異なる形態のライフスタイルやエンターテインメントが生まれる可能性がある。

IoH の概念図



ビジネス関連発明の最近の動向

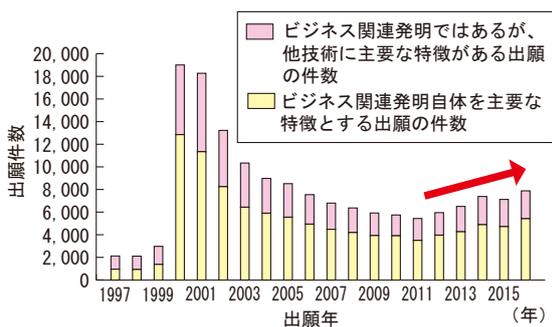
ビジネス関連発明とは、ビジネス方法が ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) を利用して実現された発明をいう。具体的には、電子商取引等の web 技術に関する発明や、Fintech 等の金融システムに関する発明、ERP 等の業務システムに関する発明である。ビジネス関連発明は、産業構造が「モノ」から「コト」へ変化し、ソリューションビジネスの重要性が増す中、注目を集めている。

1. ビジネス関連発明の特許出願・審査の動向 (国内)

国内のビジネス関連発明の特許出願件数は、近年増加傾向で、2016 年は約 7,900 件であった。ビジネス関連発明は、2000 年頃に、米国でのビジネス方法に関する特許をめぐる判決の影響等により、前年比 6 倍以上の 19,000 件超の出願件数に達し、出願ブームとも言える状況があった。

一方、そうしたブームと関係なく、特許査定件数は、2000 年の約 600 件から 2013 年の 2,000 件超へと、堅調に推移している。背景には、「モノ」から「コト」への産業構造の変化が進む中で、ソリューションビジネス分野への R&D が活発化し、同分野から多くのイノベーションが誕生していることが考えられる。

ビジネス関連発明の特許出願件数



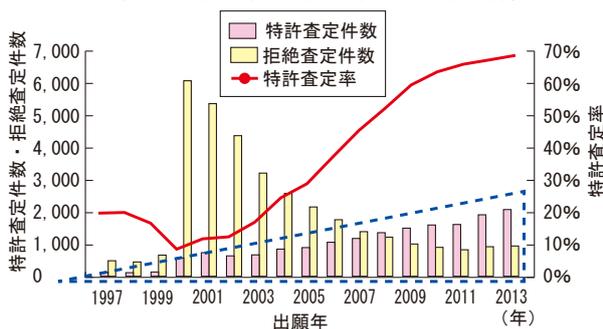
(備考)

- ・ここでは IPC として G06Q、G06F17/60 が付与された出願を「ビジネス関連発明」としている。
- ・ここでは G06Q、G06F17/60 が主たる IPC として付与された出願を「ビジネス関連発明自体を主要な特徴とする出願」とし、G06Q、G06F17/60 が IPC として付与されているが、その他の IPC が主たる IPC として付与された出願を「ビジネス関連発明ではあるが、他技術に主要な特徴がある出願」としている。
- ・出願件数は、①国内出願件数と② PCT (Patent Cooperation Treaty : 特許協力条約) に基づく国際出願のうち日本へ国内移行した出願件数、の合計数。
- ・PCT 国際出願は、国内書面の受付日を基準日として計上している。
- ・特許査定率 = 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + FA 後取下・放棄件数)

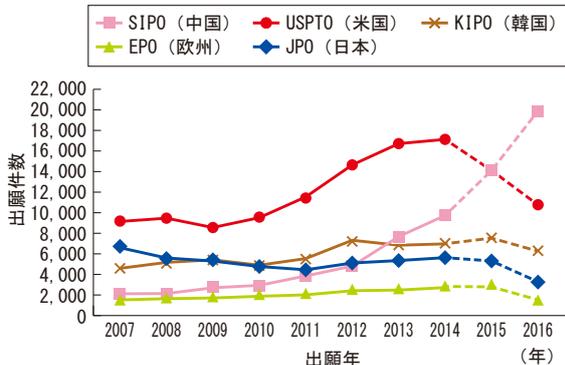
(資料) 特許庁作成

ビジネス関連発明の特許審査動向

(ビジネス関連発明自体を主要な特徴とする出願を対象)



各国のビジネス関連発明の特許出願件数



(資料) WIPO Patentscope を基に特許庁作成

(備考)

- ・2015-2016 年には、DB に未反映の多数の出願が存在する可能性があるため点線で表示している。

2. IP5 におけるビジネス関連発明の出願動向

IP5 におけるビジネス関連発明の特許出願件数は、全体として増加傾向である。そうした中、日本の出願動向に目を向けると、全体の出願件数が世界第 3 位であることにに対し、ビジネス関連発明の分野の出願規模は、相対的に小さくなっている。具体的には、韓国に次ぐ第 4 位の出願規模であり、米中と大きな差が生まれている。ソリューションビジネスにおいて、グローバル競争を念頭に置いた R&D 活動の活発化により、さらなるイノベーションの創出が期待される。

Fintech と特許

Fintechは、ファイナンス（Finance）とテクノロジー（Technology）を掛け合わせた造語で、Fintechとして、ICTを用いた様々な新たな金融サービスが誕生している。具体的には、スマートフォンを用いた決済や個人間送金、家計簿アプリ、ウェブ履歴に基づく与信判定等が挙げられる。Fintechは世界的に広がりを見せ、各国で金融分野におけるイノベーションが誕生している。

1. 金融関連発明の特許出願の動向（国内）

国内のFintechを含む金融関連発明の特許出願件数は、増加傾向で、2016年は1,066件となり、大きな伸び率を示している。日本におけるFintechの着実な広がりがみられる。



（資料）特許庁作成

（備考）

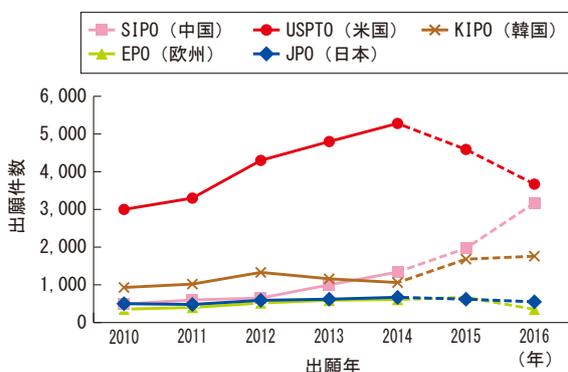
- ・ここではIPCとしてG06Q20/.40/が付与された出願を「金融関連発明」としている。
- ・出願件数は、①国内出願件数と②PCT(Patent Cooperation Treaty: 特許協力条約)に基づく国際出願のうち日本へ国内移行した出願件数、の合計数。
- ・PCT国際出願は、国内書面の受付日を基準日として計上している。

2. IP5の金融関連発明の動向

IP5における金融関連発明の特許出願件数は、全体として増加傾向である。特に、中国、韓国は大きな伸びを示している。米国は2014年以降、相対的に減少傾向がみられる。その背景には、米国連邦最高裁判所のAlice判決（Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l, 573 U.S. ___）により、金融関連発明等に関する特許の取得が困難になったことが考えられる。欧州の出願規模は小さく、その背景には、全体の出願規模が小さいこと、金融関連発明等に対する厳しい進歩性の判断を有することが挙げられる。

そうした中、日本における金融関連発明の出願規模は、増加傾向であるものの、各国と比較すると相対的に小さく、欧州と同水準となっている。その一因には、日本におけるFintechの普及が他国と比較すると低調であることが考えられる。日本におけるFintechの普及による市場拡大と、それに伴う投資拡大により、さらなるイノベーションの創出が期待される。

各国の金融関連発明の特許出願件数

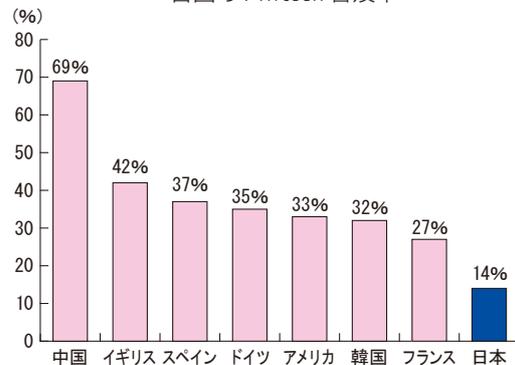


（資料）WIPO Patentscope を基に特許庁作成

（備考）

- ・2015-2016年には、DBに未反映の多数の出願が存在する可能性があるため点線で表示している。
- ・「Fintech普及率」とは、オンラインアクティブユーザのうち、Fintech利用者の割合を意味する。

各国のFintech普及率



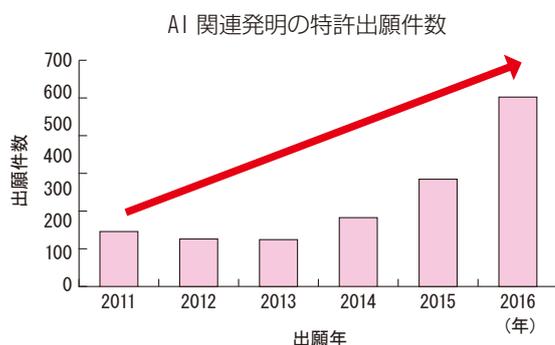
（資料）Ernst & Young「EY FinTech Adoption Index 2017」を基に特許庁作成

AI と特許

AI（人工知能:Artificial Intelligence）は、1950年代から研究開発が始まった。その後、2度の盛衰を経て、現在、ディープラーニングをブレイクスルーとして、再度、大きな興隆をみせている。AIの応用分野は多岐に渡り、ビッグデータ解析、自動運転、ロボット等、広く浸透し始めている。

1. AI 関連発明の特許出願の動向（国内）

国内のAI関連発明の特許出願件数は、大きな増加を示しており、2016年は586件となり、前年比76%増の大きな伸びを示している。日本において、AIへのR&D投資の拡大が見てとれる。



（備考）

- ・ここではIPCとしてG06F15/18、G06Nが付与された出願を「AI関連発明」としている。
- ・出願件数は、①国内出願件数と②PCT(Patent Cooperation Treaty:特許協力条約)に基づく国際出願のうち日本へ国内移行した出願件数、の合計数。
- ・PCT国際出願は、国内書面の受付日を基準日として計上している。

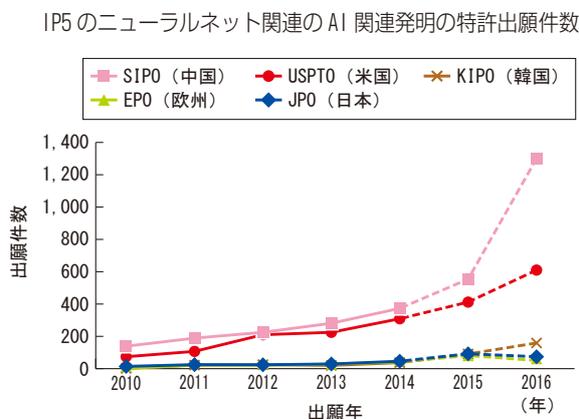
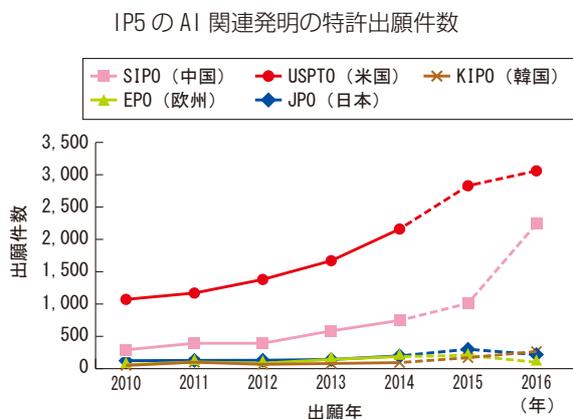
（資料）特許庁作成

2. IP5のAI関連発明の動向

IP5におけるAI関連発明の特許出願動向は、米国と中国が大きな出願規模を有している。日本は、出願件数を増やしているものの、その伸びは相対的に緩やかで、日本の出願規模は、欧州、韓国と同水準である。

AI分野の出願をさらに詳しく分析すると、中国が、ディープラーニングのコア技術であるニューラルネットワーク関連の発明の特許出願を大きく伸ばし、米国の出願件数を上回る勢いといえる。これは、中国において、アリババやテンセント等のAIに強みを有するIT企業の成長が著しい中、特に、ディープラーニングに関するR&Dが活発化していることが考えられる。

日本においてR&D投資の拡大が見られることから、今後、更なるイノベーションが創出され、多くのテクノロジーが誕生することが期待される。



（備考）

- ・2015-2016年には、DBに未反映の多数の出願が存在する可能性があるため点線で表示している。
- ・ここでは、AI関連発明の内、IPCとしてG06N3/02-G06N3/10が付与されている出願をニューラルネットワーク関連発明としている。

（資料）WIPO Patentscope を基に特許庁作成

3 各国特許庁との連携・協力

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、さらにはASEANやインドを始めとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得し得るよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増している。日本国特許庁は、これまでも特許審査ハイウェイ（PPH）の提唱（2006）や五庁会合等での制度調和の議論の提起等、国際的にも主導的な役割を担ってきた。また、諸外国との審査協力を一層推進する観点から、PPHの拡充を進めるとともに、PCTの枠組みを活用し、国際調査・国際予備審査の管轄拡大を進めてきた。米国特許商標庁との間では、新たな審査協力の取組である日米協働調査試行プログラムを実施してきた。さらに、我が国の世界最先端の審査手法を普及させるため、国際審査協力等の取組を着実に実施してきた。本節では、これらの各国特許庁との連携・協力について紹介する。

(1) 国際的なワークシェアリングのための取組

① 特許審査ハイウェイ（PPH）

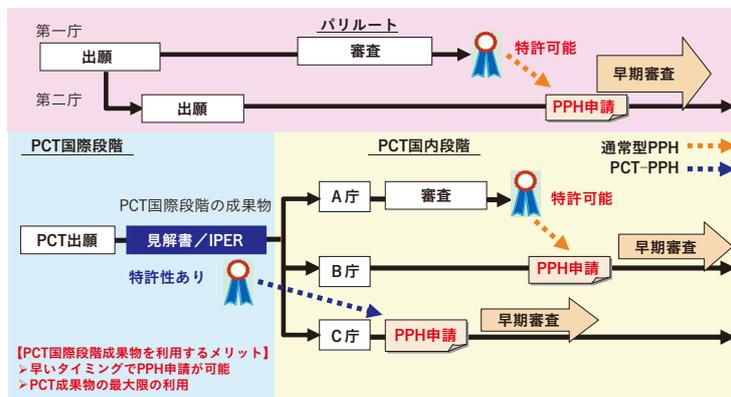
特許審査ハイウェイ（PPH）とは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二

庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである¹。

これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援している。

また、PPHの開始以降、PCT国際段階にお

2-1-9図 特許審査ハイウェイの概要：通常型 PPH(上) と PCT-PPH(下)



2-1-10図 PPH MOTTAINAI で新たに PPH 申請が可能なケース



1 典型的な申請書類の例等その他詳細な情報は特許庁ウェブサイトにも掲載している。
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm



ける見解書又は国際予備審査報告で特許可能と判断された見解に基づき、早期審査を申請することができるPCT-PPHの枠組みや、どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、いずれかの庁による特許可能との審査結果に基づき他庁へのPPH申請を可能とするPPH MOTTAINAIの枠組みも導入され、PPH申請可能な出願の対象を拡大してきている。

PPHを利用することによるメリットは、最初の審査結果及び最終処分までの期間の短縮、オフィスアクションの回数の減少、特許査定率の向上が挙げられるとともに、これらに付随して、中間処理にかかるコストの削減効果も見られる。このようなPPHのメリットを容易に把握可能とするために、日本国特許庁は、各庁におけるPPH対象案件の統計情報等、PPHに関する情報を掲載したPPHポータルサイト¹を運営している。

次に、PPH実施庁・利用件数の拡大及び、PPHの利便性向上に向けた日本国特許庁の取組について説明する。

a. PPH実施庁・利用件数の拡大

2006年7月に日本の提案により日米間で世界初のPPHの試行が開始されて以来、2018年4月1日時点でPPH実施庁は48に達したほか、

PPH申請件数も2017年には約30,000件となり、累積申請件数は16万件を突破した。

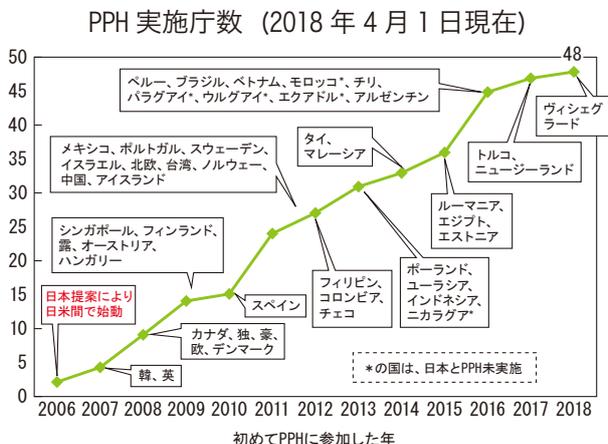
2018年4月1日現在、日本国特許庁は42の庁とPPH（通常型PPH、PPH MOTTAINAI又はPCT-PPH）を本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の9割以上でPPHが利用可能となっている。

特に利用件数の多い日米欧中韓でのPPHについては、その開始から2017年12月末までの累計で、日本から米国への申請が20,356件、米国から日本への申請が9,397件、日本から韓国への申請が7,908件、韓国から日本への申請が996件、日本から欧州への申請が5,012件、欧州から日本への申請が3,861件、日本から中国への申請が11,680件、中国から日本への申請が497件に達している。

最近では、特許審査における遅延が大きな問題となっていたブラジルとの間でPPHを2017年4月1日より開始した。この他、同日よりアルゼンチンとの間で、さらに同年8月にはチリとの間で、11月にはペルーとの間でPPHを開始した。また、南米以外の地域でも同年7月よりニュージーランドとの間で、2018年4月からはトルコとの間でPPHを開始しており、PPH対象国は新興国を中心に拡大してきている。

さらに、インドとの間では2018年4月1日現在PPH未実施であるものの、2017年9月の

2-1-11図 PPH実施庁数及びPPH実施庁間でのPPH申請件数



(備考) 2017年の申請件数は、2018年3月8日時点集計

1 <http://www.jpo.go.jp/pph-portal-j/index.htm>



日印知的財産次官級会合において、日本・インド両国の実務者で構成される PPH ワーキン

ググループの設立に合意し、両国間の PPH 開始の可能性について具体的な議論を開始している。

2-1-12図 日本国特許庁との PPH 実施庁（2018年4月1日時点）

	PPH 開始時期	利用可能な PPH の種類		
		通常型 PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
米国	2006年7月	○	○	○
韓国	2007年4月	○	○	○
英国	2007年7月	○	○	△
ドイツ	2008年3月	○	○	△
デンマーク	2008年7月	○	○	△
フィンランド	2009年4月	○	○	○
ロシア	2009年5月	○	○	○
シンガポール	2009年7月	○	○	○
オーストリア	2009年7月	○	○	○
ハンガリー	2009年8月	○	○	△
カナダ	2009年10月	○	○	○
欧州特許庁	2010年1月	○	○	○
スペイン	2010年10月	○	○	○
スウェーデン	2011年6月	○	○	○
メキシコ	2011年7月	○	○	△
北欧特許庁	2011年10月	—	—	○
中国	2011年11月	○	○	○
ノルウェー	2011年12月	○	○	△
アイスランド	2011年12月	○	○	△
イスラエル	2012年3月	○	○	○
フィリピン	2012年3月	○	○	△
ポルトガル	2012年4月	○	○	△
台湾	2012年5月	○	○	—
ポーランド	2013年1月	○	○	△
ユーラシア特許庁	2013年2月	○	○	△
インドネシア	2013年6月	○	—	△
オーストラリア	2014年1月	○	○	○
タイ	2014年1月	○	—	—
コロンビア	2014年9月	○	○	△
マレーシア	2014年10月	○	○	△
チェコ	2015年4月	○	○	△
エジプト	2015年6月	○	—	—
ルーマニア	2015年7月	○	○	△
エストニア	2015年7月	○	○	△
ベトナム	2016年4月	○ ^{*1}	—	—
ブラジル	2017年4月	○ ^{*2}	○ ^{*2}	—
アルゼンチン	2017年4月	○	○	—
ニュージーランド	2017年7月	○	○	△
チリ	2017年8月	○	○	○
ペルー	2017年11月	○	○	△
ヴィシエグラード 特許機構	2018年1月	—	—	○
トルコ	2018年4月	○	○	○
日本	—	—	—	○

太字：IP5 PPH 参加庁

色付き：GPPH 参加庁

△：国際調査機関又は国際予備審査機関として活動していないため、日本国特許庁を先行庁とする場合のみ利用可能

*1：ベトナムが受け付ける PPH 申請は、年間 100 件までの制限あり。

*2：ブラジルとの PPH については、いずれも最先の特許出願又は PCT 出願が日本特許庁かブラジル産業財産庁に対して行われている案件が対象であり、2 年間で両庁が 200 件まで受け付ける。また、ブラジルが受け付ける PPH 申請には、「対象となる技術分野」及び「一出願人あたりの申請可能件数」に制限あり。

b. PPHの利便性向上に向けた取組

PPHは従来、二庁間の取組であったため、例えば、日本国特許庁の審査結果に基づくPPHであっても、第二庁ごとにPPHの要件が異なる等の問題があり、各PPHの要件の共通化を求めるユーザーニーズも大きかった。

そこで、PPHの利便性向上に向けて、2009年2月の第1回多国間特許審査ハイウェイ長官会合及び実務者会合以来、両会合が継続して開催され、2014年1月、それらの議論を踏まえて日本国特許庁を含めた17の庁間でグローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)が開始された。この枠組みに参加した庁の間では、利用できるPPHの種類が共通化され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが利用可能となる。その後、2017年7月にニュージーランドが、2018年1月にはヴィシエグラード特許機構が参加し、2018年4月1日時点で25の庁に拡大した。なお、2016年1月から日本国特許庁がGPPHの事務局を務めている。

また、2013年9月、スイス・ジュネーブにおける五大特許庁長官の合意に基づき、日米欧中韓の五庁相互間でのPPH(IP5 PPH)が2014年1月から開始された。これにより、五庁間で通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが相互に利用可能となり、欧中、欧韓の間で新たにPPHが開始された。

日本国特許庁は、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案するとともに、統計情報を公開する際に統一的な指標を設定すべく五大特許庁の議論をリードしている。

将来的には、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含むすべてのPPHの枠組みを各庁との間で相互に利用可能としてユーザーの戦略的権利取得のための選択肢を広げるとともに、わかりやすい手続とすることによる利便性向上が期待される。

c. PPHの実効性向上に向けた取組

PPH案件の審査の遅延解消がユーザーより要望されていたインドネシア知的財産総局においてはPPH案件の迅速な審査が可能となるよう、2016年6月以降日本からPPH専門家を選べ10名派遣して継続的な支援を行っており、これにより、支援開始前の3年間では、PPH申請がなされた出願のうち審査が行われた案件が約30件であったのに対し、支援開始以降の1年半で300件以上の案件の審査結果が通知された。

また、日本からの年間のPPH申請可能件数に上限が設定されているベトナム、日本からPPH申請可能な技術分野に制限等があるブラジルについても、相手庁との会合の場を利用して要件緩和に向けて働きかけを行っている。今後もPPHを実施しているがその運用に問題がある外国特許庁に対して継続的に支援を推進することで、PPHがより実効性のある枠組みとなることが期待される。

②日米協働調査試行プログラム

日米協働調査試行プログラム¹は、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組であり、米国特許商標庁との間で2015年8月1日から試行を行っている。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、ユーザーにとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利をユーザーに提供することが可能となる」等の効果が期待される。

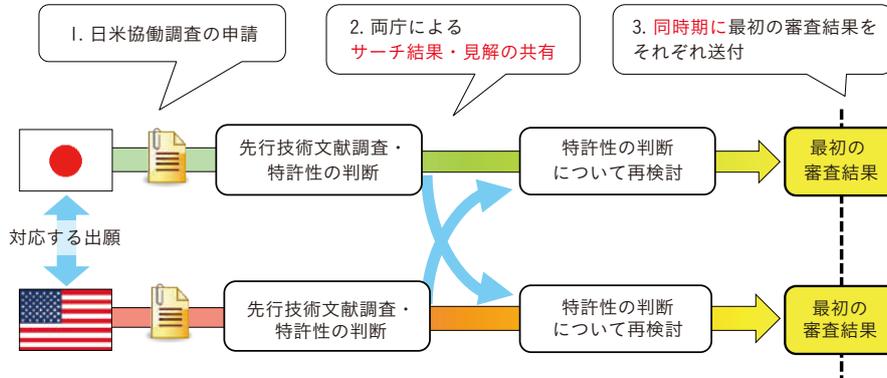
2017年7月31日に2年間の第1期試行プログラムが終了し、試行期間中に67件の申請を受理した。また、同年11月1日からは新し

¹ 申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinsa/zenpan/nichibei.htm>



い運用で3年間の第2期試行プログラムを開始した。

2-1-13図 日米協働調査試行プログラムの概要



(2)国際的な審査協力の新たな取組

①特許の付与円滑化に関する協力(CPG)

特許の付与円滑化に関する協力 (CPG : Cooperation for facilitating Patent Grant)¹とは、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである。

これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。

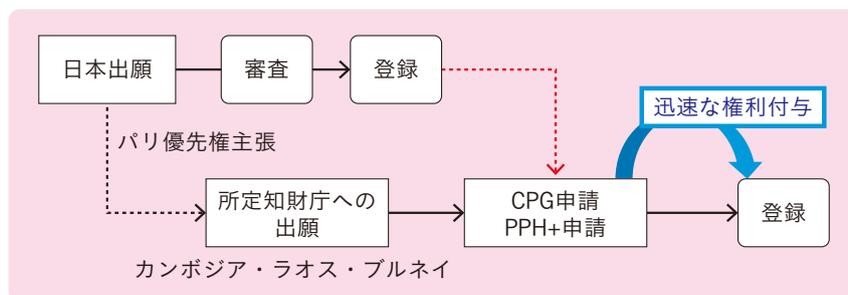
日本国特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業手工芸省（カンボジアにおい

て特許・意匠を所管する知的財産庁に相当）、2016年11月からラオス知的財産局との間で開始した。

②特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

PPHプラス²とは、日本国特許庁と特定国の知的財産庁との合意に基づき、日本で特許付与された出願の出願人が、特定国の知的財産庁へ申請することにより、同出願人の所定国における同内容の特許出願について、日本の審査結果を踏まえ、日本出願と同内容の権利を迅速に取得可能とする枠組である。2017年8月、日本国特許庁は、ブルネイ知的財産庁との間でPPHプラスを開始することに合意し、10月1日より運用を開始した。

2-1-14図 カンボジア・ラオスとの特許の付与円滑化に関する協力 (CPG)、ブルネイとの特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス) の概要



1 申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
<http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/cpg.htm>

2 申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/seido/kokusai_doukou/kakkoku/brunei/pph_plus_guideline.htm



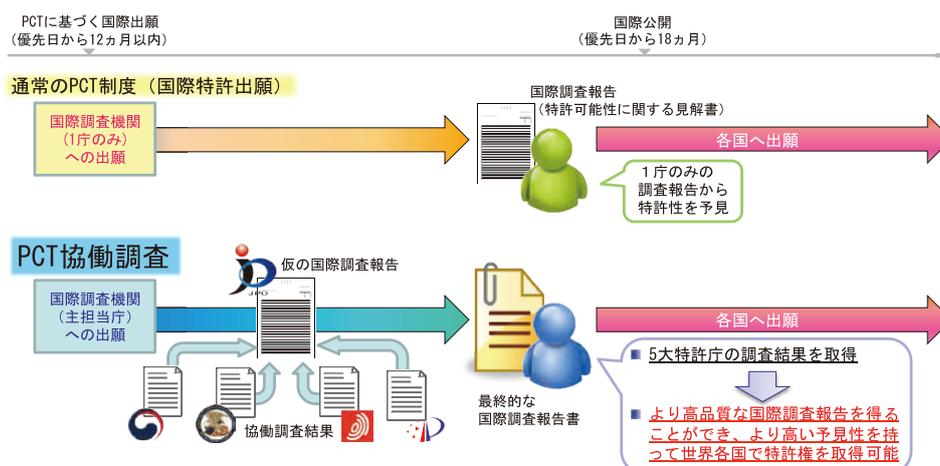
③ PCT 協働調査

PCT 協働調査は、PCT 国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、一つの PCT 出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供するものである。2016 年 6 月の五大特許庁長官会合において、

五大特許庁による試行開始が合意された。その後、五大特許庁の実務者からなる PCT 協働調査試行グループ会合を 6 度開催し、具体的な運用についての議論を行ってきた。

2018 年度中に試行が開始される予定であり、試行期間中に効果につき評価が行われた上で、本格施行の可能性について検討される。

2-1-15 図 PCT 協働調査のワークフロー



(3) 国際的な特許制度の調和に向けた取組

① 国際審査協力

経済活動のグローバル化に伴う、同一又は類似の発明が国をまたいで複数の庁に出願されるケースの増加、特許審査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達等により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審査官が利用する機会や、日本の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっている。国際審査協力は、このような状況の中、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000 年 4 月から 2018 年 3 月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを 29 の知財庁・組織と行っている。

2017 年度は、日本国特許庁の審査官延べ 30 名を派遣するとともに、各国・地域の特許庁審査官 10 名を受け入れた。

特に、中国国家知識産権局との間では、実案件を用いた協議に加えて、両庁における特許審査の品質管理手法について協議を行い、審査の質を向上させるための取組について相互理解を深めた。また、欧州特許庁に対しては、日本国特許庁の審査官を中長期に派遣し、両庁の審査官による共同分析を通じて、品質管理に関する日本国特許庁の施策・取組を推進した。加えて、インドや ASEAN 諸国等の新興国に対しては、日本国特許庁の審査官を派遣して、延べ約 500 名の審査官に審査実務指導を行い¹、当該国での適切な知的財産制度の整備や人材の育成の促進に取り組んだ。

2018 年度も、これらの国・地域に対する派遣、受入れを引き続き行い、日本国特許庁の審査実務・審査結果の普及に一層注力する。

1 第3部第2章4. 参照。

2-1-16図 国際審査協力の実績（2000年4月～2018年3月末累積）



②国際的な特許制度の調和に向けた議論

特許制度は、各国で独立しているため、海外で特許を取得するためには、各国・地域の特許庁に出願をする必要がある。そして、海外において円滑かつ予見性の高い特許権の取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠である。

2014年9月に開催された特許制度調和に関する先進国会合（B+会合¹）において、今後の制度調和の進め方について、参加国を限定してB+会合に設置したB+サブグループ²で実質的な議論を行うことで合意した。B+サブグループは、主に「グレースピリオド」、「衝突する出願」、「18か月全件公開」、「先使用权」の4項目について議論を継続している。

2017年6月、B+サブグループは制度調和に関するユーザーシンポジウムをミュンヘンで開催し、日米欧のユーザーのみならず、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国等のユーザーも交えて議論が行われた。10月のB+会合では、翌年の会合において制度調和パッケージ（セットで調和すべき項目）を提案すべく、引き続きB+サブグループがユーザー主導の議論を進めていくことについて合意された。

今後も、特許制度調和の議論の機運の高まりを維持しつつ、特許制度調和に関係するあらゆる会合を通じ、日本国特許庁は特許制度調和に向けた取組を推進する。

(4)英語によるPCT国際出願の国際調査の管轄

現在、我が国企業は、アジアを中心とする新興国等を中心に研究開発拠点の海外展開を拡大させており、海外での知財活動がますます重要になってきていることがうかがえる。そうした状況の中、日本国特許庁としては、我が国企業がアジア新興国等の海外で生み出す研究開発成果について適切に保護される環境を整備する必要がある。

PCT国際出願制度においては、海外で受理されたPCT国際出願について日本国特許庁が国際調査機関として管轄する場合、出願人の希望により、日本国特許庁が当該PCT国際出願に関する国際調査報告を作成することが可能である。この国際調査報告の提供を通じて日本国特許庁による先行技術文献調査の結果を世界各国へ発信可能であり、これは我が国企業等が海外で安定した権利を得られる環境の実現に寄与すると考えられる。

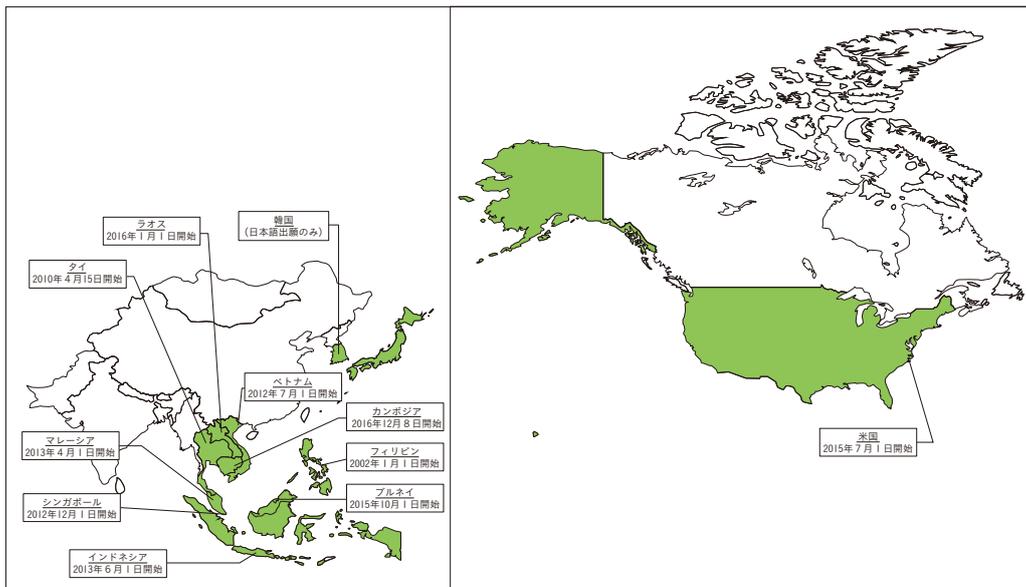
1 WIPO・Bグループ（先進国）メンバー、EUメンバー国、欧州特許条約（EPC）メンバー国、欧州特許庁（EPO）、欧州委員会（EC）、及び韓国の、46か国の特許庁及び2機関。
2 日、米、欧、英、独、韓、カナダ、デンマーク、ハンガリー、スペインの特許庁。

このような背景から、日本国特許庁は、国際調査機関として国際調査報告を作成し提供可能となるよう、アジア新興国等を中心に積極的に管轄の対象拡大を進めてきた。現在では、米国及び韓国（日本語出願）に加え、ASEANにおいてPCTに加盟している9か国全ての国の国民又は居住者によるPCT国際出願

に対して、国際調査報告を作成することが可能となっている。

今後も、日本国特許庁がPCTに基づく国際調査機関として質の高い先行技術文献調査の結果を国際的に発信することにより、国際的な権利取得を目指す出願人が安定した権利を得ることができる環境整備に貢献していく。

2-1-17図 日本国特許庁によるPCT国際出願の国際調査の管轄状況（2018年3月現在）



4 標準必須特許に関する取組

高速大容量の次世代モバイル通信規格「5G」によるIoT(Internet of Things)を用いた新たなサービスの開始が視野に入的过程中で、標準技術を実施するために必要となる特許である「標準必須特許(SEP)」をめぐる紛争が注目されている。こうした中、特許庁は、SEPのライセンスに関し、透明性と予見可能性を高め、交渉を円滑化し、紛争の未然防止及び早期解決を図るため、SEPのライセンス交渉に関する手引きの策定や標準必須性に係る判断のための判定の実施に向けた取組を進めている。本節では、これらのSEPをめぐる取組について紹介する。

(1) 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き

IoTの浸透により、様々な業種の企業が情報通信技術の標準規格を利用する必要性が増大しつつあることに伴い、SEPをめぐる環境は大きく変化している。第一に、ライセンス交渉の当事者が変化しており、主に情報通信分野の企業同士で行われてきた交渉は、情報通信分野の企業とそれ以外の製造業やサービス業、インフラ業といった異業種間でも行われるようになってきている。第二に、こうした交

渉当事者をめぐる関係者の多様化に伴い、ライセンス交渉の態様にも変化が生じている。上記のとおりライセンス交渉が情報通信分野の企業とそれ以外の業種の企業との間で行われるようになり、企業間で互いに所有する特許の使用を認め合うクロスライセンスによる解決が困難になっている。これに加え、必須性の判断やライセンス料率の相場観が大きく異なることなどにより、SEPのライセンス交渉や紛争に対する不安の声が高まっている。

こうした状況を分析し、交渉の進め方やロ

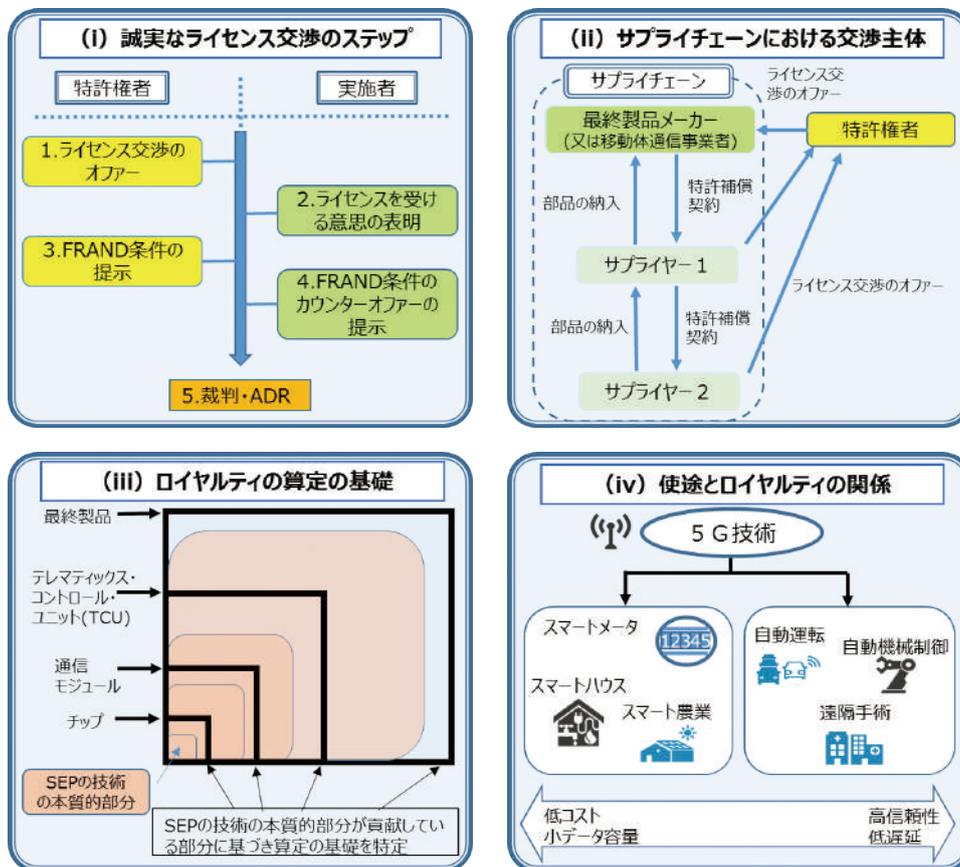
イロアルティの算定方法などについて、特許権者と実施者との間の利益のバランスを図る上で考慮されるべき要素を示すことは有益であると考え、現段階における内外の裁判例や競争当局の判断、ライセンス実務等の動向を踏まえ、ライセンス交渉をめぐる論点をできるだけ客観的に整理して記述するよう努めた手引きを作成することとした。本手引きは、規範を設定しようとするものでも、法的拘束力を持つものでもなく、資格のある専門家がSEPをめぐる問題になじみのない中小企業等に対して助言をする際に本手引きが活用されることを期待するものである。

手引きの策定に当たっては、2017年9月29日から11月10日まで、提案を募集し、国内外から約50件の提案が寄せられた。これらの提案を参照しつつ、特許庁では、日英2か国語で手引きの原案を作成し、その後、2018年3月9日から4月10日まで、原案についてパブ

リックコメントの募集を行ったところ、国内外から約50件のコメントが寄せられた。特許庁では、これらのコメントを踏まえ、手引きの内容を見直し、最終版を2018年6月5日に公表した¹。

本手引きでは、(i) 交渉の各段階において当事者が提供すべき情報の範囲や応答期間についての考慮要素、(ii) サプライチェーン内のどのレベルの主体（最終製品メーカー、部品メーカーなど）がライセンス契約の締結主体になるべきかについての考慮要素、(iii) ロイヤルティの算定の基礎（部品の価格、最終製品の価格など）をどのように決定すべきかについての考慮要素、(iv) 同一の技術が異なる用途で使用されている場合に、異なったライセンス料率や額を適用することが差別的かどうかについての考慮要素、といった論点について整理している。

2-1-18図 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きにおける主要な論点



1 <https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kiyun/kijun2/seps-tebiki.html>



(2) 標準必須性に係る判断のための判定の運用開始

前記(1)のとおり、IoTの浸透による環境変化によるライセンス交渉の当事者の多様化に伴い、特許の標準必須性の判断につき当事者間で見解の乖離などが生じているという状況を受け、2017年度の産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会によって取りまとめられた報告書において、「特許庁が、公正・中立な立場から、標準必須性について争っている当事者の主張・立証に基づき標準規格文書から特定される仮想対象物品等が特許権の技術的範囲に属するかどうかの判断を公に示すことにより、特許が標準必須であるかについての予見可能性及び透明性が向上し、当事者以外にとってもライセンス交渉を円滑化する効果を持つと考えられる。このため、判定(特許法第71条)の請求において、特許

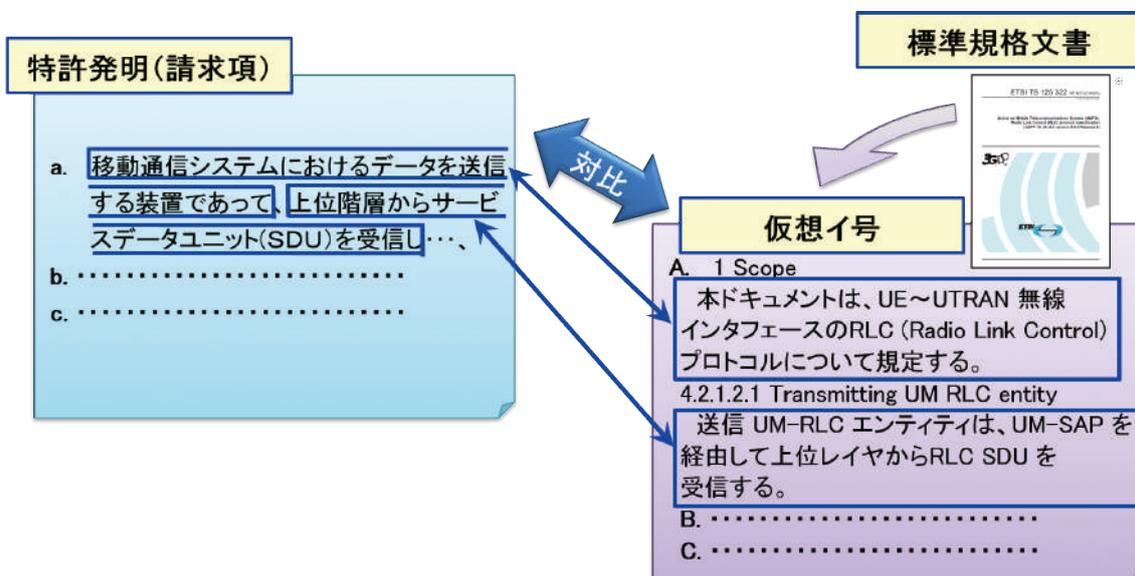
発明の標準必須性に係る判断を求めることができるようにすべき」とされた。

これを受け、特許庁は、標準必須性に係る判断のため、広く意見募集を行った上で判定の運用を明確化し、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」を取りまとめて公表し¹、2018年4月1日から本運用を開始した。

本運用においては、審判合議体が、判定を求める特許発明と標準規格文書において不可欠とされる構成のみから特定した仮想イ号を対比し、判定書において当該仮想イ号が特許請求の範囲に属するとの結論を示す場合に、判定書の理由において、特許発明の標準必須性に係る判断についても言及する。

本運用が、SEPに係る当事者間のライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化等に貢献することを期待している。

2-1-19図 標準必須性に係る判断のための判定のイメージ



1 https://www.jpo.go.jp/seido/shinpan/files/hantei_hyojun/01.pdf

標準必須特許を巡る紛争解決に向けた国際シンポジウム -Licensing 5G SEPs-

特許庁と独立行政法人経済産業研究所（RIETI）は、2018年3月13日に、紀尾井カンファレンスにて標準必須特許（SEP）を巡る紛争解決に向けた国際シンポジウム¹を開催した。

この国際シンポジウムでは、デビッド・カッポス元米国特許商標庁（USPTO）長官や、ランドール・レーダー元米国連邦巡回控訴裁判所（CAFC）首席判事をはじめ、国内外の著名な知財有識者、司法関係者、企業の上級副社長クラスの知財責任者を招き、標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きをまとめるにあたり重要となる論点や、標準必須特許のライセンスに関わる紛争を早期に解決する手段としての国際仲裁について、講演・パネルディスカッションを行った。

パネルディスカッション1 SEPの望ましいライセンス交渉のあり方		パネルディスカッション2 5G時代におけるSEPを巡る異業種間の紛争防止に向けて	
ハインツ・ゴダール クリスチャン・ロヤウ グスタフ・プリスマルク 鈴木 将文 長澤 健一	独特許弁護士 欧州電気通信標準化機構 法務部長 エリクソン 最高知的財産責任者 RIETI ファカルティフェロー 名古屋大学大学院法学研究科 教授 キャノン 常務執行役員知的財産法務本部長	デビッド・カッポス イルッカ・ラーナスト 遠藤 嘉浩 ダン・ラング マックス・オロフソン	元米国特許商標庁長官 ノキア 最高特許ビジネス責任者、副社長 本田技研工業 知的財産・標準化統括部長 CISCO 知財担当副社長 AVANCI ライセンス部長
パネルディスカッション3 FRAND条件を満たすライセンス料算定の考え方		パネルディスカッション4 SEPを巡る紛争解決手段としての国際仲裁の活用のあり方	
長岡 貞男 ジョン・ハン 高橋 弘史 BJ フトラス 李 大男	RIETI ファカルティフェロー、東京経済大学 教授 クアルコム 上席副社長・ライセンス事業本部長 パナソニック IP マネジメント株式会社 イノベーション知財部知財開発1課 課長 アップル 副社長 最高知的財産法務部門責任者 ファーウェイ IP ライセンス・取引担当副部長	玉井 克哉 クラウス・グラビンスキー 片山 英二 蔣 志培 ランドール・レーダー	東京大学先端科学技術研究センター 教授 ドイツ連邦最高裁判所 判事 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士・弁理士 元中国最高人民法院知的財産権法廷 裁判長 元連邦巡回控訴裁判所 首席判事

また、特許庁としては初めて、音声認識と自動翻訳技術を用いて、登壇者の発言をリアルタイムでスクリーンに表示し、加えて、講演・ディスカッションの様子を、インターネット動画にて生配信した（再生回数は、日英併せて約28,000回）。来場者数（約230名）やインターネット動画の再生回数、そして、何よりも来場者・視聴者からの質問の多さから、このテーマに対する関心の高さが窺えた。



¹ 国際シンポジウムの紹介ページ（特許庁ウェブサイト）
http://www.jpo.go.jp/oshirase/event/setumeikai/180209_sep_sympo.html

